

## 苫小牧市店舗改装費補助金要綱の特例を定める要綱

### (目的)

第1条 この要綱(以下「特例要綱」という。)は、苫小牧市新型コロナウイルス緊急経済対策の施行にあたり、苫小牧市店舗改装費補助金要綱(平成28年4月1日施行。以下「元要綱」という。)の特例として必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルスの影響を緩和、克服しようとする市内の中小企業及び小規模事業者の支援を行うことを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 特例要綱の対象となる事業者は、中小企業基本法第二条に定義されている市内の中小企業及び小規模事業者、かつ元要綱第3条第4号の規定を対象とする。

### (対象事業)

第3条 特例要綱の対象となる事業は、元要綱第5条(同条第1項第3号を除く)に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな事業を開始するための改装
- (2) 衛生環境を整備するための改装
- (3) 外気との換気を向上させるための改装
- (4) 密集や接触を回避するための改装

### (補助金の額)

第4条 特例要綱による補助金の額は、予算の範囲内において、補助率3分の2、上限50万円(千円未満を切捨て、税抜きの金額を対象)とする。

### (特例要綱の廃止)

第5条 この要綱は、市長が別に定める日をもって廃止する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。